

議案第 20 号

羽生市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する 条例の一部を改正する条例

羽生市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成 17 年条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(令第 36 条第 1 項第 3 号ハの規定により定める建築等)</p> <p>第 7 条 令第 36 条第 1 項第 3 号ハの規定により、建築物又は第一種特定工作物の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設として定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 国又は地方公共団体その他これらに準ずる者が開発行為を行った区域において、市長が地域の活性化に資すると認める業種に属する事業の用に供する建築物の新築、改築又は用途の変更（ただし、次のいずれにも該当するものに限る。）</u></p> <p><u>ア 国又は地方公共団体その他こ</u></p>	<p>(令第 36 条第 1 項第 3 号ハの規定により定める建築等)</p> <p>第 7 条 令第 36 条第 1 項第 3 号ハの規定により、建築物又は第一種特定工作物の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設として定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>

れらに準ずる者が所有する建築物が現に存在し、かつ、当該建築物の用途の廃止がされ、又は用途の廃止が見込まれるもの
イ 周辺における市街化を促進するおそれがない等都市計画の観点から支障がないものであって、本市のまちづくりの方針と整合しているもの

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の羽生市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請される都市計画法（昭和43年法律第100号）第43条第1項の規定による許可について適用し、同日前に申請されたこの規定による許可については、なお従前の例による。

令和7年2月26日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明